

## 情報共有システム試行に関するQ&A

### 情報共有システムについて

**Q. 情報共有システムとは、どのようなものですか。**

A. インターネットを利用して、工事施工中に関する書類の作成・提出や、工事関係資料の共有等を支援するシステムです。従来の紙媒体では、工事書類の作成、印刷、提出、整理等に多くの時間や資源を費やす必要がありました。情報共有システムでは、受発注者が互いに作成した情報を「いつでも」「どこでも」検索、閲覧、取得できるようになり、業務の効率化、省力化を図ることで、生産性の向上を実現するものです。

**Q. 情報共有システムを使うと、どのようなメリットがありますか。**

A. 情報共有システムの活用により受発注者間のコミュニケーションが円滑化することはもちろん、公共工事の生産性向上を図ることができます。さらに、立会いスケジュールなどを含めて共有することにより、受発注者の時間的な制約をなくし、円滑化することができます。

**Q. 対面のコミュニケーションが減ることにならないですか。**

A. システムを使うことで書類提出や整理等の単純な作業時間を短縮できるので、重要な変更協議などで必要な現場臨場や対面によるコミュニケーションに時間を確保しやすくなります。

**Q. 埼玉県が開発したシステムですか。**

A. 埼玉県が開発したものではありません。ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略であり、プロバイダがインターネットを介してアプリケーションサービスを顧客にレンタルするサービスを行うものです。

このASP方式でプロバイダが開発した「工事情報共有システム」を用いて、受発注者間で工事施工中に関する情報の共有、相互利活用することで、受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図っていくものです。

**Q. システムを利用する際に費用はかかりますか。**

A. 費用はかかります。工事受注者がプロバイダと利用契約を行い、利用料等を支払います。具体的な費用についてはプロバイダにお問合せください。

なお、土木工事等の積算では、システム利用料<sup>※</sup>は共通仮設費の率計上に含まれています。

※ 国の積算基準の改定に合わせ、本県では平成27年10月の改定から、技術管理費（施工管理で使用するOA機器の費用）の項目に（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料））に含まれると、積算基準書で明記している。

Q. システムを利用するために準備するものはありますか。

A. パソコン及びインターネット接続環境が必要です。

Q. 工事の無い月の利用料等はどのようにすればいいですか。

A. 受注者が1つの工事ごとにシステム提供者と利用契約を行い、月額の利用料を支払う仕組みです。なお、出水期等で一時休止となった場合、利用契約も休止できますが、帳票の作成及び決裁や決裁済みの文書の閲覧も出来なくなる場合もあるので、休止する際は、早めにプロバイダと協議をお願いします。

Q. 受注工事単位ごとに契約するのですか。

A. 工事単位の契約となります。しかし、同じシステム内で発注者は他の工事の帳票、スケジュールなどを共通して確認できます。

Q. 工期延長になった場合、いつまでに申請すればいいですか。

A. 既契約期間内に申請をお願いします。

Q. 発注者が工事監督支援業務委託をしている場合は、書類をどのように発議したらいいですか。

A. 委託者の職位は、管理技術者、担当技術者とし、発注者側のユーザーとして登録してください。

Q. データはいつまで使用できますか。

A. 「埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領」の第9条第5項に「工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの」と選定条件に掲げています。また、プロバイダによりデータを保管するサービスも別途あります。

Q. 施工計画書をASPで提出してもいいですか。

A. 受発注者での読み合わせや施工中もよく見ること、検査は施工計画書を見ながら実施することも多いため紙としていますが、受発注者協議によりASPでの提出でも可能です。

Q. メールではデータ量が大きいものは送るのに時間がかかったり、送れなかったりしますが、情報共有システムでは問題ないですか。

A. 大容量データが送付できます。容量の上限は各プロバイダにより異なりますので確認をお願いします。

Q. 設計変更が多い場合の情報共有において、柔軟に対応できるのでしょうか。

A. 設計変更においては、工事記録には残らない事前打合せが必要であり、情報共有システムの掲示板機能等を使用することでも対応できます。

また、後から工事帳票を修正するような場合も、利用期間内に限り修正も可能です。

**Q.** 帳票を送る時間帯に制限はありますか。

**A.** 基本ありません。システムメンテナンス時には、システムの利用が止まる事がありますが、事前にシステム内等でお知らせします。

**Q.** 決裁日時は残りますか。

**A.** 日時の記録は二つあり、工事帳票の鑑に記入 → 任意の日時を記入。  
各種操作のログとして操作日時をシステムが記憶。ただし、システム利用時のみでダウンロード時には残りません。

## 情報共有システムの試行について

Q. 情報共有システムの試行期間はいつまでですか。

A. 令和3年4月から試行開始となりました。試行期間は令和4年3月までとし、試行結果を踏まえ、令和4年4月からは同規模で本格実施します。次年度以降は対象工事を順次拡大していく予定です。

Q. 発注者側で利用するシステムをある程度絞ってもらえないでしょうか。

A. 使用するシステムは「埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領」の第9条に掲げる条件を満たすシステムに限ります。令和3年4月1日現在、4つのシステムが該当します。

Q. 県の要領を満たすシステムなら、どのプロバイダでもいいですか。

A. 満たしていれば、利用可能です。

ただし、県庁のインターネット環境利用に関して協議が済んでいないシステムを使用する場合、県のセキュリティ部局との協議が必要になります。

協議は建設管理課がセキュリティ部局と行いますが、県庁のインターネット環境では利用不可となった場合、発注者用のASP使用PCとインターネット環境は、受注者側で準備いただくこととなります（費用は受注者負担）。

Q. 金額の小さい工事でシステムを使ってもそれほどメリットがないのでは。

A. 発注機関より現場が近い、工期が短いなど、システム活用の効果が表れにくい工事は、システム利用の適用を除外することができます。契約後速やかに受発注者協議をしてください。

Q. 将来、全工事が対象となるのでしょうか。それはいつ頃でしょうか。

A. 全工事を対象とするかは、順次拡大していく中で検証しながら検討していきます。よって、全工事を対象とする時期は未定です。

Q. 建築工事はどうなるのですか。

A. 検討中ではありますが、導入時期等は未定です。

## 情報共有システム活用工事の電子納品について

Q. システムを利用すると、打合せ簿などの工事帳票は全て電子化されるのですか。

A. これまでどおり、紙の原本を提出する場合は、情報共有システムにより提出ができないことから、紙の書類を提出します。したがって、工事帳票が全て電子化されるわけではありません。

ただし、紙の原本の写しを提出する場合\*は、スキャニングして情報共有システムにより提出することとし、電子化に努めてください。

※（例）官公庁等への届出・許可等の書類の写し

Q. 納品はCD-RでなくDVD-Rでもいいですか。

A. データ容量が多くなるため、DVD-Rでの納品も可とします。

Q. ASPの電子納品と、写真の電子納品のCDは別々になるのですか。

A. 当面の間、別々での納品を基本とします。ただし、電子納品ソフトにASPからダウンロードした電子納品成果品データを取り込むこともできるので、受発注者協議で決定してください。

Q. 完成後（工期終了後）のデータを受注者は管理できるのでしょうか。

A. システムからダウンロードして、社内のパソコンに保管できます。

Q. 情報共有システムで処理した工事帳票（電子）データが電子納品管理システムに自動更新（連携）されれば、電子媒体にまとめる手間が省けるのではないですか。

A. 情報共有システムで処理した工事帳票（電子）の取扱いについては、電子納品ガイドラインの改定と併せて、今後検討していきます。

Q. システムを利用する場合のウィルス対策はどうすればいいですか。

A. 国土交通省「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.2）」にセキュリティ要件が定められており、ウィルス対策等の情報セキュリティは確保されています。また、提供されるシステムは、各システム提供会社のデータセンター内で厳重に保管されています。

なお、受注者側のPC環境においても、これまで同様にバックアップ、ウィルス対策等は万全の対策をお願いいたします。

## 遠隔臨場について

Q. 遠隔臨場を現場で行う際の通信容量はどのくらいになりますか。

A. 1時間当たり概ね450MB～500MB程度ですが、現場条件やアクセス数により異なります。

Q. 遠隔臨場は、何人まで確認できますか。

A. プロバイダにより異なります。10人以上同時アクセスできるのが一般的のようですが、詳細は各プロバイダにご確認ください。

Q. 音声による指示はできますか。また、映像上にコメントやマークを入れて指示はできますか。

A. 音声によるコミュニケーションは可能です。プロバイダにより機能は異なりますが、図形描画機能はありません。

Q. 遠隔臨場はウェアラブルカメラも使用できるのか。

A. スマートフォンやタブレットを用いての遠隔臨場機能を開発したプロバイダが主で、対応できるかは不明です。プロバイダと対応できるか個別にデモサイトなどでお試してください。

Q. 遠隔臨場だけ他のサービスを活用することはできますか。

A. 「埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領」の第9条第4項に「遠隔臨場を行う機能を有するもの」と情報共有システムの選定条件に掲げています。県の条件を満たすシステムを選定し、遠隔臨場の利用をお願いします。

Q. 現状の立会いのように、監督員が立ち会っているという証明はできますか。

A. 画面に参加している閲覧者の情報が常時表示されます。

Q. 遠隔臨場の記録や保存はどのようにするのですか。

A. 録画や画面キャプチャでの記録とします。また、段階確認一覧表に遠隔臨場での確認とわかるように記載します。

Q. 中間検査や完成検査も遠隔臨場で行ってよいか。

A. 監督員、工事検査員と協議し、受験してください。

Q. 受注者希望型は受注者が費用負担してまでメリットがあるのですか。

A. 現場臨場で発生する手待ち時間削減のほか、日程調整が容易になる、非接触によるコロナ対策などがあります。時間削減により他の業務に従事し易くもなります。

Q. 発注者指定の遠隔臨場の費用の算出方法はどのようになりますか。

A. 発注者指定型については、試行にかかる費用の全額を実績に基づき、変更契約で技術管理費に積上げ計上（ただし、現場管理費、一般管理費については対象外）します。

<計上方法>

リース → 賃料を計上

購入 → 機器の耐用年数※に使用期間割合を乗じた分

※ 耐用年数：国税庁の「耐用年数の適用等に関する取扱通達」を参照

<算出例>

- ・カメラ → 金額 10 万円、工期 6 カ月、耐用年数 5 年（60 ヶ月）  
 $10(\text{万円}) \times 6/60(\text{ヵ月}) = 1(\text{万円})$   
よって 1 万円を計上することとなります。

Q. その場合の通信料はどのように計上するのですか。

A. 発注者指定の場合は、費用を発注者で負担するため、機器や通信料も含めて遠隔臨場用に契約するといった方法もあります。費用算出については、受発注者協議により決定してください。

スマートフォンを使った例は次のとおりです。

<機材等>

- ・撮影機器：4 G スマートフォン
- ・通信機器：ポケットWi-Fi
- ・想定通信量：1 ヶ月で 1 時間の継続が 4 回程度発生すると想定すると  
 $1 \text{ ヶ月} = 450\text{MB} \times 4 \text{ 回} = 1.8\text{GB}$

<利用料等の金額例>

- ・4 G スマートフォンの月額利用料 → 3,800 円程度
- ・ポケットWi-Fi の月額利用料 → 4,500 円程度  
※通信容量は無制限、契約期間による制限なし
- ・1 ヶ月当たり必要な機器及び通信料は、8,300 円程度と算定されます。これに A S P の遠隔臨場機能のオプション料金を加えた額程度になると考えられます。